

(労働争議の実情調査)

第40表 実情調査の開始事由

年次	総数	争議行為の予告通知 (労調法37条)	争議行為提出 (労調法第9条)	争議行為の実施	調整事件の アフター・ケア	その他
3	22 (22)	22 (22)				
4	28 (28)	28 (28)				
5	33 (33)	33 (33)				
6	33 (33)	33 (33)				
7	31 (31)	31 (31)				

注：() は公益事業に係るものの再掲

第41表 実情調査と争議行為との関係

年次	総数	電気業	鉄道業	道路旅客運送業	道路貨物運送業	医療業
3	22 (10)			7 (2)	3	12 (8)
4	28 (1)	1		11 (1)	6	10
5	33 (0)	1		17	3	12
6	39 (1)	1		18 (1)	3	17
7	32 (1)	1		16 (1)	3	12

注：1 () は争議行為を実施したものの再掲

2 繰越事件は終了した年を含む。

第42表 実情調査の終結状況

年次	総数	争議の解決			調整への移行			調査の打ち切り			翌年へ 繰越し
		A	B	C	A	B	C	A	B	C	
3	28	11						10			7
4	35	23						8			4
5	37	28						3			6
6	39	35						3			1
7	32	28						3			1

注：程度A—実情把握のため接触を保ち交渉の推移を見守ったもの。

B—交渉進展のため助力したもの。

C—交渉の仲立ちをし争議を解決に導いたもの。